

懲戒処分の公表

令和3年7月30日

豊橋市長 浅井 由 崇

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	産業部	建設部
職種又は職務の級	参事	副参事
年齢	53歳	53歳
性別	男	男
処分内容	戒 告	
処分理由（事案概要）		
（概要） 令和元年7月13日、競輪事務所職員として出張で訪れた別府競輪場で開催されていた別府市営競輪 GII サマーナイトフェスティバルにおいて、車券を購入したことで、自転車競技法に違反した。		
（処分理由） 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。		
処分年月日	令和3年7月30日	

管理監督責任

役職名	危機管理統括部長
処分内容	訓告
（概要）	所属職員の自転車競技法違反となる車券購入について、当時の所属長としての管理監督責任
処分年月日	令和3年7月30日